

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、作業員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、山林において伐倒した雑木を切断作業中、落下してきた木の下敷きとなり、受傷した（以下「本件負傷」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「右第1、第2、第3腰椎横突起骨折、左口唇神経挫創、左大腿打撲傷」と診断されて〇月〇日まで入院した後、同月〇日にE整形外科医院に転医し、「第2、第3、第4腰椎横突起骨折、左大腿挫傷、左口唇神経損傷、左膝内側半月板損傷の疑い」の傷病名により、通院加療を続けた。

請求人は、平成〇年〇月〇日付けで会社を退職し、同年〇月〇日から別の事業場において就労した。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間における休業補償給付を請求して、受給するとともに、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間における休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、通院日以外の日については療養のため労働することができなかつたとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間における休業補償給付の請求のうち、通院日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとしてこれを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 請求人の症状について

請求人は、再審査請求の理由等において、左足半月板損傷等で運動制限や痛みがあり、平成○年○月に無理に就労したことで怪我が悪化し長期化したと主張している。しかしながら、F医師は、平成○年○月○日付け診療情報提供書において、「半月は問題なさそうです。関節鏡の適応もない。」旨記述しており、G医師は、同月○日付け意見書において、①症状は次第に軽減している、②平成○年○～○月頃治ゆ見込である旨記載し、さらに、平成○年○月○日実施の電話照会に対して、「当初、半月板損傷を疑ったが、最近は半月板損傷のサインは消えてきている。現在の治療は主に電気等の理学療法を行っており、徐々に症状は軽減している。」旨述べている。

また、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、①左内側半月板損傷と本件負傷との医学的因果関係は、その経過などから不明である、②平成○年○月は、実際に就労している実績やカルテからも明らかな半月板損傷症状は

少ない旨述べている。

さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日付け審査請求調査書において、①平成〇年〇月〇日撮影のMRによると、左膝は内側半月板に僅かに損傷が認められるが、外側半月板、骨、関節軟骨、靭帯に損傷は認められない、②（請求人は）左膝の引っ掛かり感を伴って運動時痛が増悪したと訴えるも、検査結果より、半月板損傷も問題なく、関節鏡の適応もない、③平成〇年〇月及び平成〇年〇月から〇月においても、診療録をみると理学療法のみで、特別な治療をしているわけではなく、同様の状態が続いており、治療内容に悪化した所見は認められない旨の意見を述べている。

以上の各医学的所見を総合すると、請求人については、平成〇年〇月当時、明らかに認められる左膝半月板損傷症状や関節鏡の適応もない状況にあり、専ら電気等の理学療法を行い、症状は徐々に軽減している段階にあったと判断することが相当である。

## (2) 休業の必要性について

請求人は、再審査請求の理由において、「医師の労働不可の判断は妥当」と主張しているが、G医師は、上記電話照会への意見において、「(平成〇年〇月に従事した)自動車の清掃の仕事は、立ったり座ったりする動作が多いと思い、休業することが必要と判断した。立ったままの仕事であれば、(就労は)可能であったと考える。」旨の意見を述べている。

また、H医師の上記意見書は、①平成〇年〇月は、13日間の就労があり、受診日以外の休業の必要性はない、②同年〇月以降も同様である旨述べており、さらにI医師の上記調査書も、①平成〇年〇月は、車の清掃業に従事しているので、実診療日数のみの休業でよい、②同年〇月は、理学療法のみで、実診療日数のみの休業でよい、③平成〇年〇月～2月〇月も、実診療日数のみの休業でよい旨述べている。

(3) 以上のことから、当審査会においても、請求人は、平成〇年〇月以降、軽作業への就労は可能な状態にあったもので、「労働することができない」場合には該当せず、請求人から休業補償給付の請求のあった期間のうち、通院日のみを療養のため労働することができない日であるとするのが相当であると判断する。

3 以上のとおりであるので、通院日以外の請求日については労働することができ

ない日であったとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。